回覧

鵜沼西交番ミニ広報紙



パトロール かがみの

令和8年11月号
各務原警察署
鵜沼西交番
☎058－384－8110

狩猟期間の事故防止

狩猟期間　令和８年１１月１５日～令和９年２月１５日、
岐阜県では、イノシシ及びニホンジカの狩猟に限り、狩猟期間が延長！
【１１月１日～１１月１４日】・・・**わな猟**のみ可能（**と**めさしのみ猟銃等使用可）
【２月１６日～　３月１５日】・・・わな猟及び銃猟が可能



★ 入山者の皆さんへ
オレンジ色や黄色など、目立つ色の服を着たり、熊鈴や携帯ラジオを鳴らしたりして、人がいることを狩猟者に知らせる工夫をしてください。
わなは非常に危険なので、わな設置の標識がある場所には近づかないようにしましょう。

☆ 狩猟者の皆さんへ
必ず、周囲への目配り、気配りをお願いします。
発射方向に人家や道路があったり、人がいたりする可能性のあるときは、絶対に引き金を引いてはいけません。狩猟中の移動時であっても必ず脱包してください。
事故防止を第一として、無理をせず、余裕をもって狩猟を行いましょう。



あなたの通報が検挙につながる！









令和８年８月末現在、全国の警察から指名手配されている者は、凶悪事件等で警察庁が指定している重要指名手配被疑者をはじめとして、**約６６０人**に上っています。
これらの被疑者は、殺人、強盗等の凶悪事件のほか、傷害、窃盗、詐欺、横領等の事件に関して指名手配されており、再び犯行を行うおそれがあります。
指名手配被疑者の発見に向けた捜査活動には、**皆さんの御協力が是非とも必要**です。
指名手配被疑者によく似た人を見掛けたといった情報など、どんなわずかなことでも結構ですので、警察に通報していただくようお願いします。

～ 警察相談専用電話＃９１１０ ～